

# 安城市污水適正処理構想(案)

愛知県安城市

## 【 目 次 】

<b>1. 総 論</b>	
1-1. 汚水適正処理構想の概要-----	1
1-2. 見直しの目的-----	2
1-3. 安城市の汚水処理の現状と課題-----	3
<b>2. 構想見直しの基本方針</b>	
2-1. 基本方針-----	4
2-2. 汚水適正処理構想策定のながれ-----	5
<b>3. 見直しの手順（手法）</b>	
3-1. 検討単位区域の設定-----	6
3-2. 検討単位区域毎の諸元の整理-----	6
3-3. 処理区域の設定-----	8
<b>4. まとめ</b>	
4-1. 将来人口の設定-----	10
4-2. 経済比較に用いた費用-----	10
4-3. 集合処理及び個別処理の判定-----	11
4-4. 判定結果-----	12
4-5. 構想まとめ-----	13
<b>5. 安城市汚水適正処理構想図</b>	
・前回策定(平成23年度：第2回修正)の図-----	14
・今回策定(平成27年度：第3回修正)の図-----	17

# 1. 総論

## 1-1. 污水適正処理構想の概要

下水道等の污水处理施設は、公共用水域の水質保全を主な目的として、水道、電気などと同様に、市街地、集落形成地域の生活基盤として必要なライフラインです。

安城市の污水は、河川などを経て三河湾（伊勢湾）へ流れます。伊勢湾は、東京湾、大阪湾と並ぶ広域的閉鎖性水域であり外洋と水の入れ替わりに乏しいうえに、高度成長期の臨海部開発と流域の都市化が進み湾内の水質悪化が進行してきました。その対策として水質汚濁防止法等に基づく規制や下水道等の整備により改善が図られてきています。更に富栄養化の抑制のため平成17年6月に下水道法が改正され流域下水処理場は、窒素・リンを除去する高度処理施設となり早期の水質浄化が求められています。

污水处理方法の選定は、市内の一般家庭や事業所、一部大規模工場を除く工場等から発生する污水を経済的に処理するための検討を行い、処理施設を計画的・効率的に整備・運営管理する指針となります。

安城市が検討している污水处理施設には、下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽があり、それぞれの施設の特徴を活かしつつ、連携して整備・運営管理を行うことが重要で、地域の特性を踏まえ污水处理を総合的に検討し、効率的な整備並びに施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理に努める必要があります。

污水適正処理構想は、県内全てにおいて経済比較を基本として、これら污水处理の位置付け及び整備・運営管理方針を定めるものであり、市民が一層快適な生活環境を享受できる社会、健全な水環境の形成を目指すとともに、今後の下水道等の普及と管理の目標を示すものとなります。

安城市污水適正処理構想も愛知県が全県域污水適正処理構想として取りまとめ公表します。

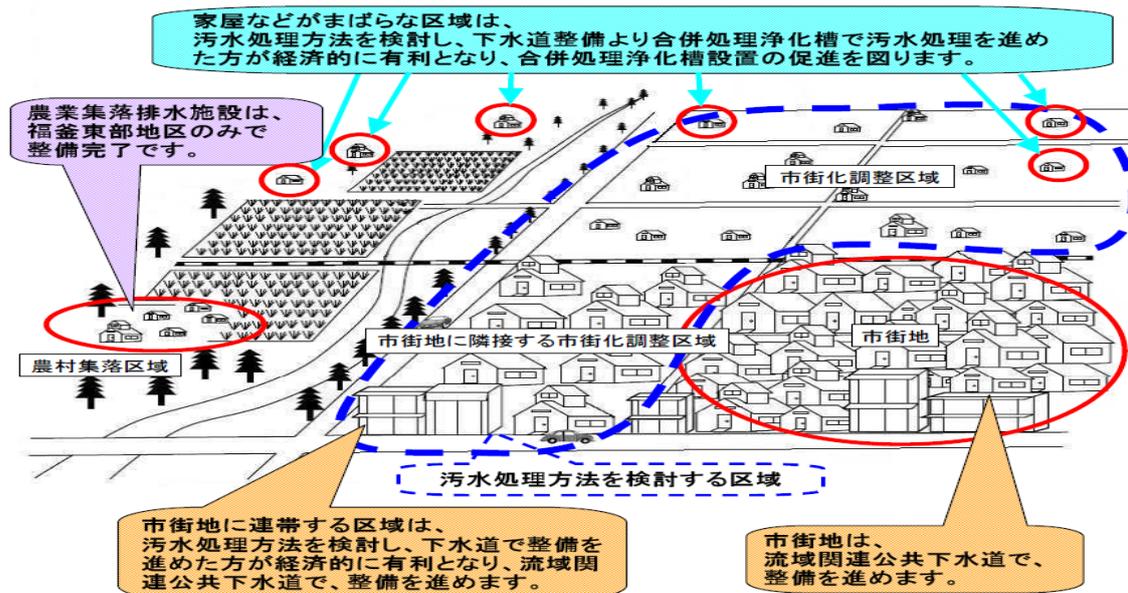


図1-1 污水处理施設の概念図

## 1-2. 見直しの目的

安城市では、平成8年度に当初構想を策定しました。その後、経済比較等に使用する費用単価及び費用関数、施設耐用年数等の見直しにより、平成15年度に第1回改定、平成23年度に第2回改定を行い現在に至っています。

近年全国的に、人口減少や高齢化の本格化、市町村合併や地域社会構造の変化など、污水处理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しています。

また、地方公共団体の財政事情は依然として厳しい状況にあることから、污水处理施設整備の一層の効率化が急務とされました。

このような状況に対応するため、国は都道府県に対し、既定の污水適正処理構想の早急な見直しを指示し、これを受けて愛知県は県下全市町村と協力して見直し構想を策定することとしました。

今回の見直しは、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省がはじめて共同で策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、以下の事項を反映し、平成23年に策定した構想の見直しを行うことを目的としております。

污水处理構想見直しの見直しにあたっての反映すべき事項について、以下に示します。

### 国からの指示

- ① 人口減少や時間軸等をふまえ、整備区域の見直し
- ② 10年程度での污水处理施設概成を目指した「アクションプラン」の速やかな策定
- ③ 長期的（20～30年）な整備・既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を考慮

### 県からの指示

各市町村において平成37年度末時点で、「污水处理人口普及率」95%を達成すること

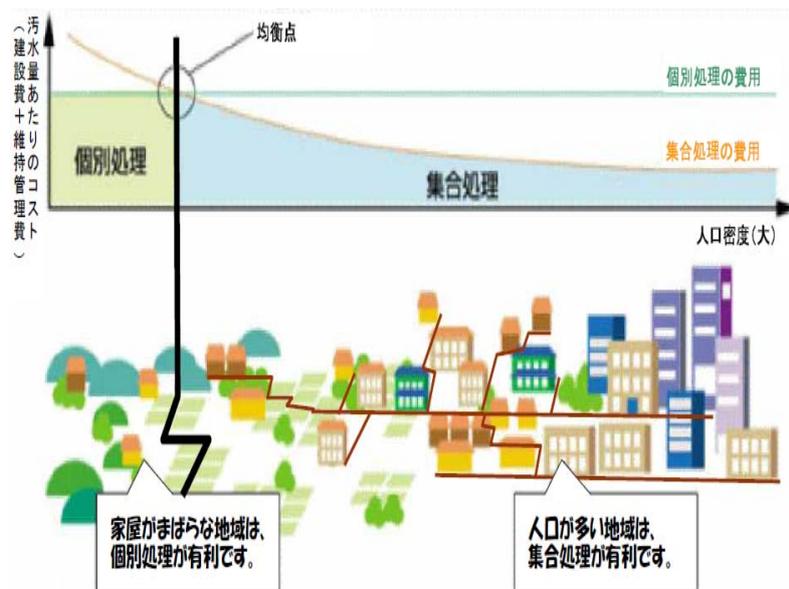


図1-2 集合処理と個別処理の経済比較の概念図

### 1-3. 安城市の汚水処理の現状と課題

安城市の汚水処理人口普及率<sup>※</sup>は、現況基準年度である平成25年度末現在で82.9%となっています。これは、全国平均88.9%、愛知県平均87.6%を下回っており、今後とも汚水処理施設の整備・普及に努めていく必要があります。

※汚水処理人口普及率とは、汚水処理施設の普及状況を示す指標で、各汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の整備人口（汚水処理人口）の総和を行政区内人口で除した値で表します。

表 1-1 汚水処理形態別人口の内訳及び汚水処理人口普及率の現状(平成 25 年度末)

項目	汚水処理形態別人口の内訳					汚水処理人口普及率
	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽・し尿汲み取り	計	
人口(人)	139,478	1,882	11,190	31,524	184,074	
普及率(%)	75.77%	1.02%	6.08%	17.13%	100.00%	82.9%

※ 安城市の整備手法：                    

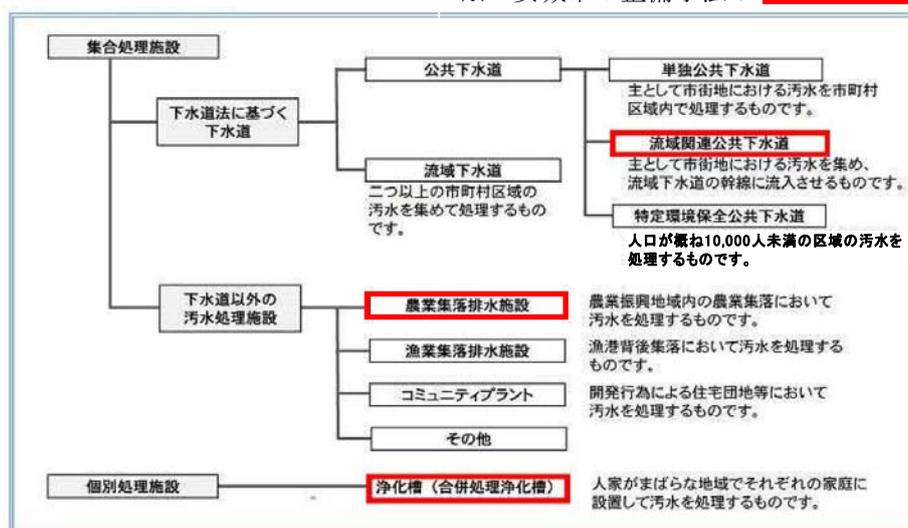


図 1-3 汚水処理施設の種類の種類

- 公共下水道は、流域関連公共下水道として、矢作川処理区、境川処理区、衣浦東部処理区を対象として、現在、事業認可区域2,592haを対象に整備を進めており、この内、平成25年度末までに2,202.5haの供用を開始しております。
- 農業集落排水は、福釜東部地区の集落を対象に事業を実施し、平成11年度に41.5haの区域の整備が完了し、同年度より供用を開始しております。

## 2. 構想見直しの基本方針

### 2-1. 基本方針

全県域汚水適正処理構想は、愛知県が汚水処理施設の整備構想を明確にするものです。このことから、市町村の汚水適正処理構想を基に、県が広域的な視点でとりまとめて公表します。

よって、安城市汚水適正処理構想は、3省統一マニュアル「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル平成26年1月」及び愛知県策定の「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル」（平成22年4月）並びに全県域汚水適正処理構想見直し作業の策定方針」（以下「マニュアル」と称す）に準拠して見直しを行います。

本構想においては、マニュアルに従い下記の将来想定年度及び人口を設定するものとします。

なお、将来想定年度とは、集合処理と個別処理の経済比較をする際に用いる人口等をどの時点に設定するかを示すものであり、汚水処理施設の完成年度ではありません。

#### 【将来想定年度の設定】

- ・ 現況基準年度：平成25年度(2013年度)
- ・ 中間目標年度：平成37年度(2025年度)
- ・ 将来想定年度：平成42年度(2030年度)

#### 【構想に用いる人口】

- ・ 現況基準年度：平成25年度末(2013年度末)の住民基本台帳人口（184,074人）
- ・ 中間目標年度：平成37年度末(2025年度末)の総人口（191,000人）
- ・ 将来想定年度：平成42年度末(2030年度末)の総人口（191,000人）

※将来人口は平成22年度における行政人口（住民基本台帳人口ベース）を基準とし、コーホート要因法により推測された「安城市地区別人口推計」人口を採用した。（平成37年度末は190,718人、平成42年度末は191,049人のそれぞれ千人未満を四捨五入した数値。）

安城市汚水適正処理構想策定後は、概ね5年ごとを基本に将来人口の想定値と実績の乖離、地域の開発など地勢の変化など確認し、社会情勢の変化等に応じて構想の修正を県と協議し、適宜修正を行います。

愛知県は、全県域汚水適正処理構想策定後の時間経過に伴う社会情勢の変化、都市計画など上位計画の大幅な見直し、各種事業の採択条件、事業種別間の調整方法の基本的変更、関連技術の大幅な進展等があった場合は、構想の見直しを市町村に指示します。

2-2. 汚水適正処理構想策定のながれ

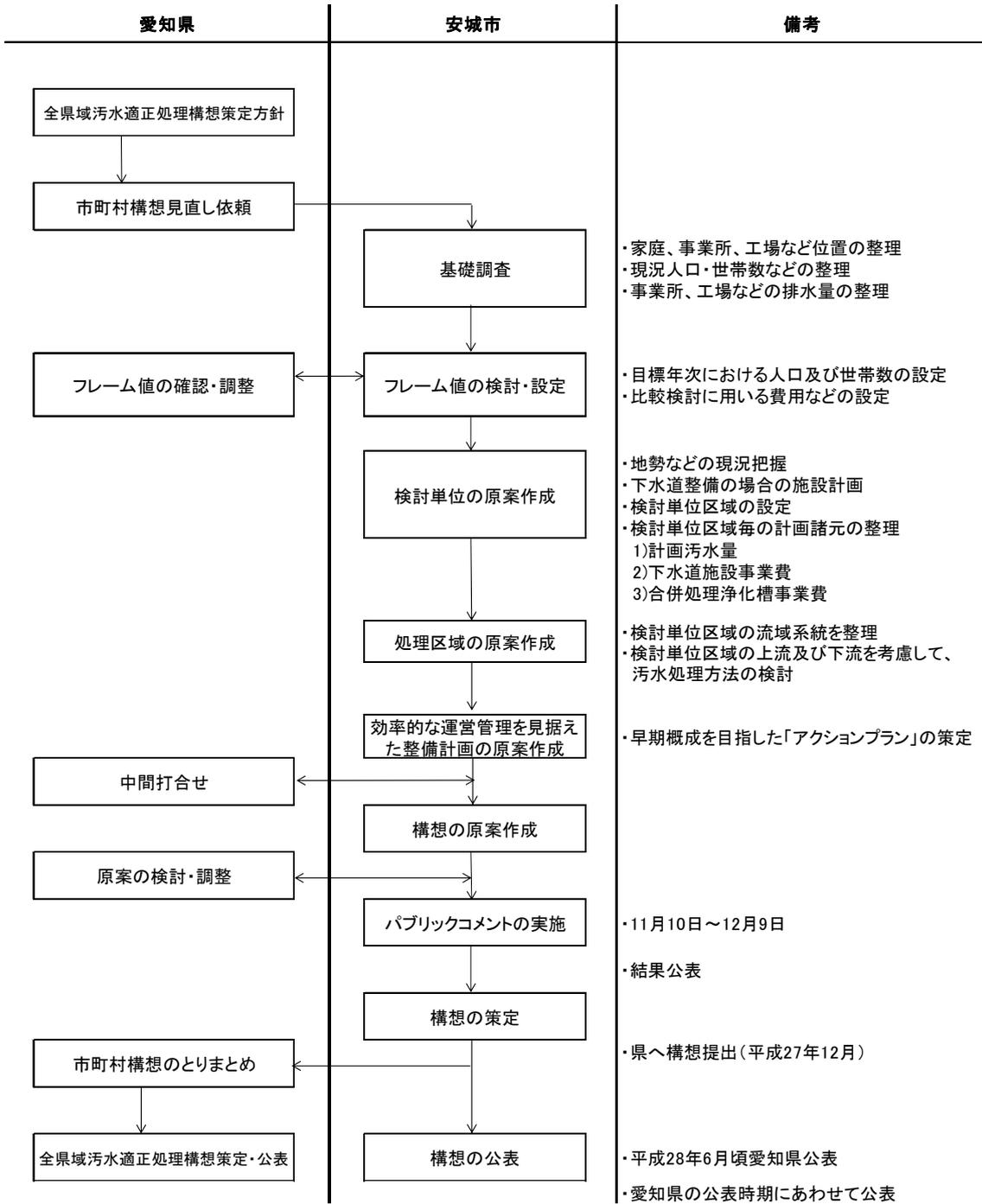


図2-1 汚水適正処理構想策定フロー

### 3. 見直しの手順（手法）

#### 3-1. 検討単位区域の設定

検討単位区域とは、集合処理(下水道)と個別処理(合併処理浄化槽)のどちらの汚水処理施設整備が経済的に有利かを判定する一定の家屋の集合体などです。

既整備区域や下水道法事業認可区域、都市計画マスタープランで市街化区域に囲まれた市街化想定区域については、集合処理区域として設定します。その他の一般家屋、事業所、工場などは、家屋間限界距離等を活用して、一定の集合体の検討単位区域に設定を行います。

#### 3-2. 検討単位区域毎の諸元の整理

##### (1) 計画人口、事業所、工場の整理

現況人口から目標年次における計画人口を配置し、一般家庭汚水量を算出する。事業所、工場などについても汚水量を整理する。

また、各々の受持ち面積についても計測する。

##### (2) 集合処理(下水道)とした場合の事業量と費用の整理

一般家庭、事業所、工場など全てに対し、下水道管渠計画と費用を算出する。

##### (3) 個別処理(合併処理浄化槽)とした場合の事業量と費用の整理

一般家庭、事業所、工場など全てに対し、合併処理浄化槽設置計画と費用を算出する。

※ここでの費用とは、ライフサイクルコストであり、各々について建設費用を耐用年数で割った額と年当りの維持管理費用を合わせた額とします。



図3-1 検討単位区域設定の概念図

(4) 家屋間限界距離の算定

家屋間限界距離とは、既下水道整備区域等に1戸の家屋を集合処理として取り入れた場合の費用と、個別処理とした場合の費用が等しくなる下水道管渠延長をいいます。

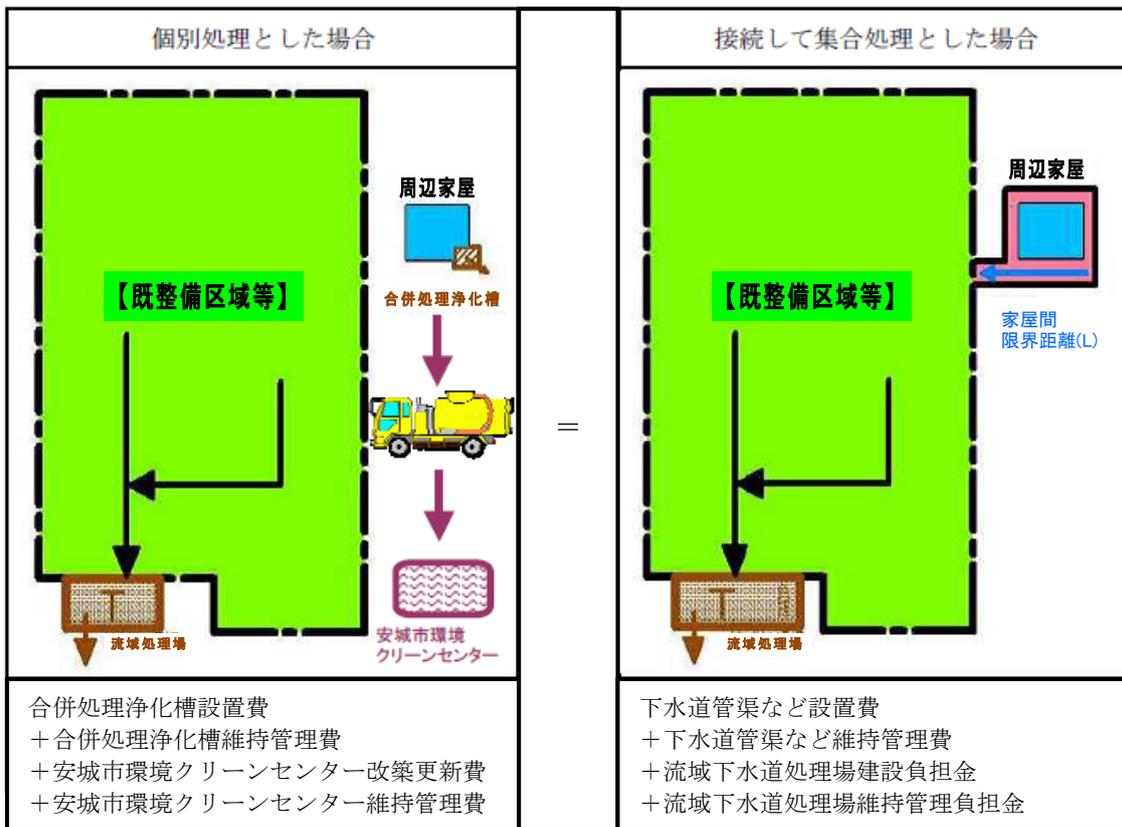


図3-2 家屋間限界距離の概念図

安城市の既下水道計画区域は、3つの流域下水道に別れており、それぞれの流域関連公共下水道として位置付けられます。よって家屋間限界距離にも地域差が生じます。

具体的には、矢作川流域下水道、境川流域下水道、衣浦東部流域下水道のそれぞれの計画汚水量と処理場の建設負担金及び維持管理負担金から算出しました。

【設定した家屋間限界距離】

- 矢作川処理区 : 70m
- 境川処理区 : 68m
- 衣浦東部処理区 : 52m

### 3-3. 処理区域の設定

既整備区域等以外を検討単位区域と整理しましたが、これら検討区域の上下流域を把握し排水系統や地域性を考慮して処理区域を設定します。この処理区域毎に既整備区域等に近い下流の検討単位区域を付け加えるようにして、順々に上流域の検討単位区域を取り入れて、集合処理と個別処理の経済比較を行います。

経済比較を基本としますが、地域特性、周囲の汚水処理方法の状況など総合的に考慮し最終的な集合処理区域、個別処理区域の設定を行います。

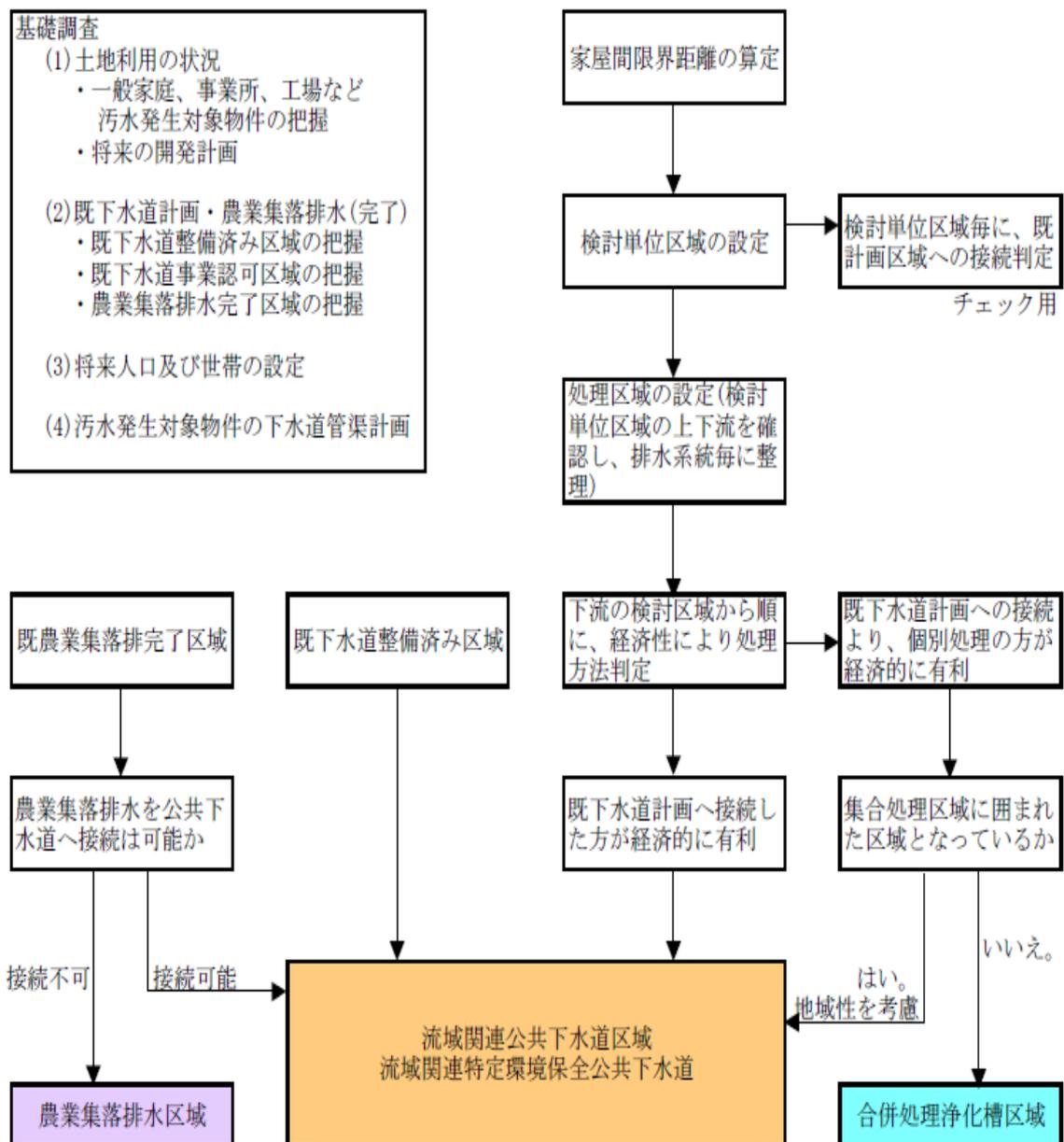


図3-3 検討作業フロー

検討単位区域と処理区域の検討について、模式図で表すと下記の例になります。

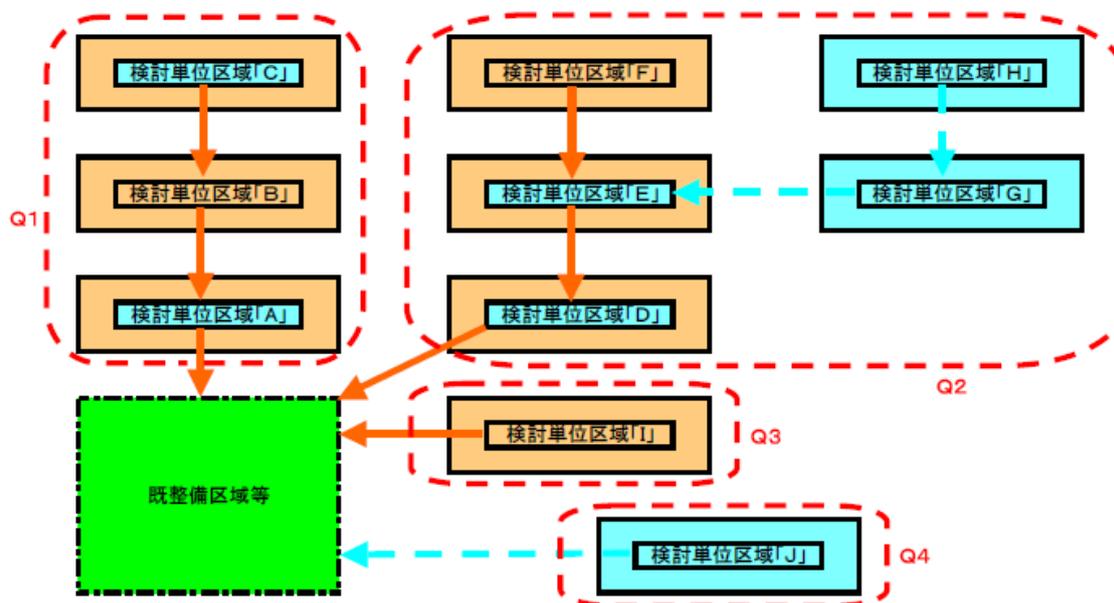


図 3-4 検討単位区域の判定と処理区域の判定の模式図

- 1、検討単位区域「A」～「J」を既整備区域等に接続した際の集合処理が有利か個別処理が有利かを判定します。（朱色：集合処理、水色：個別処理）
- 2、検討単位区域を排水系統毎の処理区域として、集合処理が有利か個別処理が有利かを判定します。

Q 1、単体では、「A」：個別処理、「B」：集合処理、「C」：個別処理です。

「A」＋「B」の検討では、集合処理が有利となったので共に集合処理です。

「A+B」＋「C」の検討では、集合処理が有利となったが、「C」は末部なので個別処理区域のままですが、地域性（周囲の汚水処理方法など）の検討で集合処理区域とした。

Q 2、単体では、「D」：個別処理、「E」：個別処理、「F」：集合処理、「G」：個別処理、「H」：個別処理です。

「D+E」＋「F」の検討では、集合処理が有利となったので各々集合処理です。

別系統の「D+E」＋「G」＋「H」の検討では、個別処理が有利となったので「G」「H」は個別処理です。地域性の検討でも個別処理区域とした。

Q 3、「I」は関連する検討単位区域がないため、一つの検討単位区域の検討では、集合処理が有利となったので、集合処理区域です。

Q 4、「J」も同様に関連する検討単位区域がないため、一つの検討単位区域の検討では、個別処理が有利であり、地域性の検討でも個別処理区域とした。

この模式図での結果は、「A」「B」「C」「D」「E」「F」「I」が集合処理区域  
「G」「H」「J」が個別処理区域となります。

## 4. まとめ

### 4-1. 将来人口の設定

本構想の策定（見直し）にあたって、将来想定年次における将来人口・家屋数などは、施設規模等が過大とならないように適切な整備手法を選定することが重要であるため、集合処理と個別処理の比較にあたっては、検討単位区域ごとの将来人口・家屋数を適切に設定する必要があります。

安城市の将来人口は、一般的な算定方法であるコーホート要因法で住民基本台帳人口をベースに算出した人口を採用します。なお、純移動率が平成12年から平成22年の過去10年間で将来にわたって継続すると仮定しています。

将来世帯数は、過去の一世代あたり人数の動向から、将来の一世代あたり人数を推計し、将来人口から割ることにより推計します。

検討単位区域毎の将来人口及び世帯数については過去の増減を考慮して、その変動が継続すると想定し算出しています。

また、検討単位区域は市街化調整区域が主なため、既存家屋立地場所以外への新築位置について予測が困難であるので、検討単位区域の囲い込みは既存の家屋の配置を基本に行います。

表4-1 本構想における将来人口と世帯数

項目	現況基準年度 平成25年度末 (2013年度末)	中間目標年度 平成37年度 (2025年度末)	将来想定年度 平成42年度 (2030年度末)
行政人口（人）	184,076	191,000	191,000
世帯数（戸）	70,646	73,990	73,990
世帯当り人口	2.61	2.58	2.58

### 4-2. 経済比較に用いた費用

この度の構想では、検討に用いる費用をマニュアルの値のみではなく、安城市の実態に見合った値を採用しました。

- ・下水道施設建設費（管渠、マンホールポンプなど）は、安城市の実績値とした。
- ・流域下水道処理場建設費は、マニュアルに準拠した。
- ・下水道施設維持管理費（管渠）は、マニュアルに準拠した。
- ・下水道施設維持管理費（マンホールポンプ）は、安城市の実績値とした。
- ・流域下水道処理場維持管理費は、安城市の負担分を実績値とした。
- ・合併処理浄化槽設置費用は、見積り値とした。
- ・合併処理浄化槽維持管理費は、見積り値とした。
- ・合併処理浄化槽し尿処理費は、安城市環境クリーンセンターし尿処理施設の改築更新費用と維持管理費用による試算値とした。
- ・各施設の耐用年数は、マニュアルに準拠した。

### 4-3. 集合処理及び個別処理の判定

既整備区域等以外は全て検討単位区域に整理し、処理区域(排水系統)毎に下流側の検討単位区域から順に集合処理が有利となるか、個別処理が有利となるかを、経済性を基に判定を行います。

安城市では、一般家庭や事業所、工場等の大半は既整備区域等に家屋間限界距離で接続となり、家屋間限界距離から外れた検討単位区域は数件ですが、これら全ての検討単位区域について集合処理と個別処理のどちらが有利かを検討しています。

安城市は3つの流域下水道に別れているため、矢作川流域下水道、境川流域下水道、衣浦東部流域下水道毎に既整備区域等への接続として検討し、処理場に関する費用はそれぞれの建設負担金及び維持管理負担金を求めて経済比較をしています。

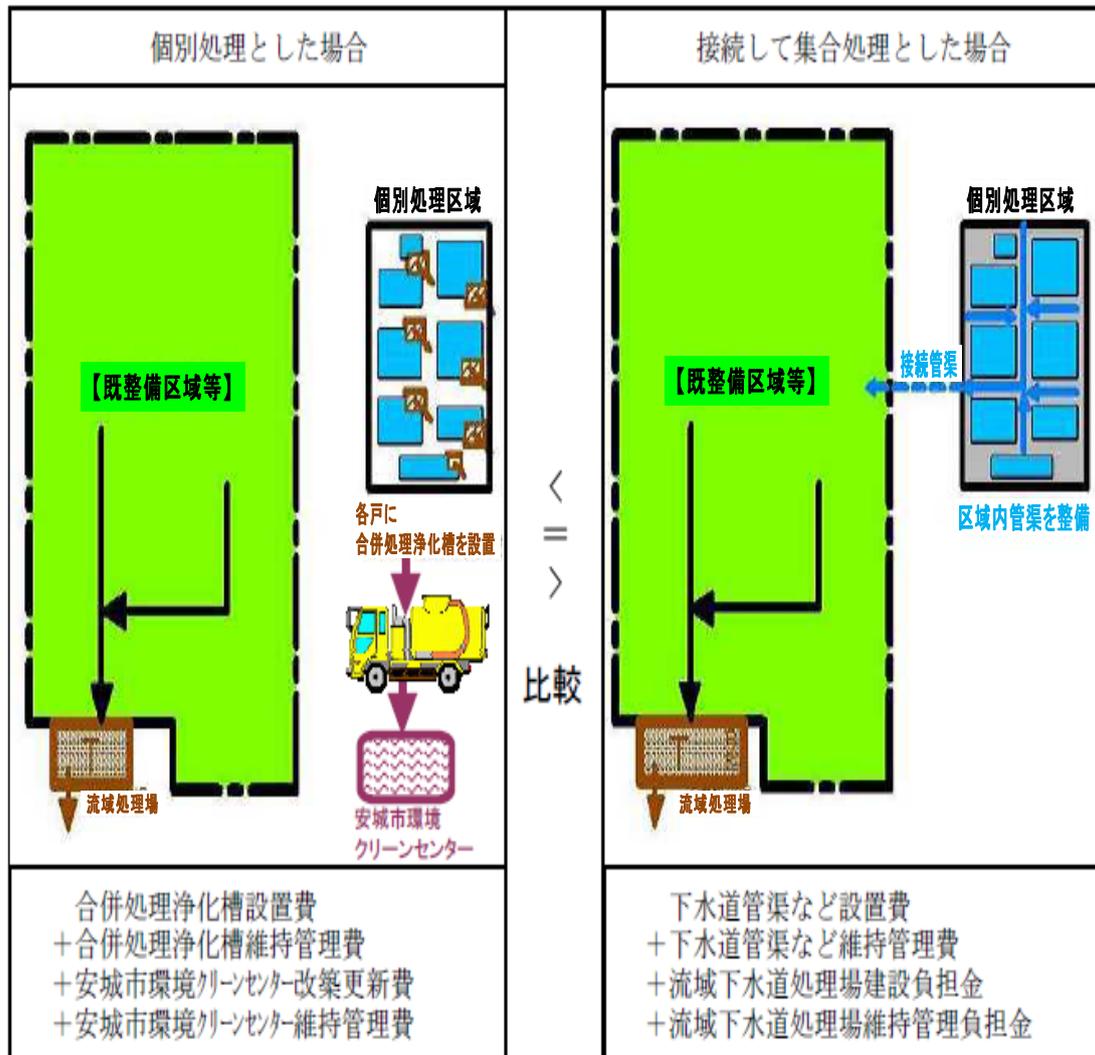


図4-1 検討単位区域の処理方法判定

#### 4-4. 判定結果

##### (1) 経済性比較での判定

経済性を基本とした集合処理及び個別処理の判定結果を以下に示します。

経済性を基本とした集合処理・個別処理の判定では、建物のある敷地を315区域の検討単位区域に分けて判定した結果、集合処理既整備区域等面積が2,592.0ha、集合処理有利区域が926.1haとなり、集合処理として有利となる区域は、合計3,518.1(=2,592.0+926.1)となりました。また、個別処理が有利となった区域は、今回の見直しで新たに11haを加えた合計25.8haとなりました。

**表 4-2 経済性を基本とした集合処理・個別処理の判定結果 (ha)**

事業種別	処理区名	集合処理既整備区域等	集合処理・個別処理判定区域		合計
			集合処理有利	個別処理有利	
流域関連 公共下水道	矢作川処理区	1,349.5	513.4	11.9	1,874.8
	境川処理区	748.7	243.7	0.2	992.60
	衣浦東部処理区 (特環含む)	493.8	169.0	13.7	676.5
	公共下水道 計	2,592.0	926.1	25.8	3,543.9

※集合処理既整備区域等は下水道事業計画区域の面積です。

※流域関連特定環境保全公共下水道（特環）とは、市街化区域以外の区域で生活環境の改善を図る必要がある区域において整備される下水道です。

##### (2) 時間軸の観点から考慮した判定

検討による集合処理が有利と判定された区域の下水道整備を行う場合、将来1,310.1ha(=2,592.0(集合処理既整備区域等)+926.1(集合処理有利区域)-2,208(H25年度末整備面積))の整備が必要となります。近年の整備実績で継続した場合では整備完了まで30年以上要することが予想されます。また、近い将来、既整備区域の改築更新が必要となることから、集合処理有利(流域関連公共下水道区域)と判定された区域の一部を個別処理(合併処理浄化槽整備区域)に変更することにより、時間軸を考慮した汚水処理の早期整備により効率的な運営管理を目指します。下水道基本計画区域に位置づけていない経済性効果の低い区域の約287.8ha(=926.1ha-638.3ha)を集合処理区域(流域関連公共下水道区域)から個別処理(合併処理浄化槽区域)へ変更を行います。

**表 4-3 時間軸の観点から考慮した集合処理・個別処理の判定結果 (ha)**

事業種別	処理区名	集合処理既整備区域等	集合処理・個別処理判定区域		合計
			集合処理有利	個別処理有利	
流域関連 公共下水道	矢作川処理区	1,349.5	346.5	178.8	1,874.8
	境川処理区	748.7	172.7	71.2	992.6
	衣浦東部処理区 (特環含む)	493.8	119.1	63.6	676.5
	公共下水道 計	2,592.0	638.3	313.6	3,543.9

#### 4-5. 構想まとめ

安城市は、昭和49年より矢作川処理区、平成2年より境川処理区、平成5年より衣浦東部処理区を流域関連公共下水道として事業着手し、平成5年に矢作川処理区の一部が供用開始され、毎年整備を進め下水道の使える区域の拡大を図っております。今後も継続して流域関連公共下水道事業として整備を進めます。

汚水適正処理構想では、アクションプラン（10年程度での汚水処理施設概成）の策定と長期的（20～30年）な整備・運営管理内容を策定しました。

##### <アクションプランの概要>

コスト縮減策を積極的に導入し、下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を現行ペースより高め、平成37年度末に汚水処理人口普及率95%を目指します。平成37年度までに下水道整備を行う区域は、既事業計画区域内の未整備区域と現在事業計画区域変更手続中の区域の合計392haの整備を行う。合併処理浄化槽の普及促進は年間目標290基（現在250基程度）の普及促進を図ります。

##### <長期的（20～30年）な整備・運営管理の概要>

最終は、汚水処理人口普及率100%を目指し、平成38年以降に農業集落排水施設の公共下水道への接続を検討することと、下水道事業の企業会計への移行を進め、効率的な運営管理と財政状況の把握に努めます。

表4-4に平成23年度に見直しが行われた前回構想と今回構想の比較結果を示します。

表4-4 構想見直し比較表

項目		前回構想		今回構想		増減	
計画目標年次		2030年(H42年)		2030年(H42年)		—	
人口		194,000		191,000		-3,000人	
区分		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
集合処理	流域関連公共下水道	3,101.4	175,104	2,801.6	162,020	-299.8	-13,084
	流域関連特定環境保全公共下水道	425.6	16,691	428.7	15,357	+3.1	-1,334
	公共下水道 計	3,527.0	191,795	3,230.3	177,377	-296.7	-14,418
	農業集落排水事業	31.7	1,965	45.1	1,870	+13.4	-95
個別処理	合併処理浄化槽	5,042.3	240	5,325.6	11,753	+283.3	+11,513
合計		8,601.0	194,000	8,601.0	191,000	0.0	-3,000
集合処理 計		3,558.7	193,760	3,275.4	179,247	-283.3	-14,513
個別処理 計		5,042.3	240	5,325.6	11,753	+283.3	+11,513

また、表4-5に示すように、最終像においては、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を図り、汚水処理人口普及率100%、平成37年度末までに、汚水処理人口普及率95%を目指します。

**表4-5 汚水処理施設の整備状況の推移**

区 分	現況基準年度 平成25年度末 (2013年度末)			中間目標年度 平成37年度末 (2025年度末)			最終像			
	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	
汚水 処理 施設 整備	流域関連公共下水道	1,903.5	128,481	69.8	2,259.1	150,092	78.6	2,801.6	162,020	84.8
	流域関連特定環境保全公共下水道	304.5	10,997	6.0	403.0	13,551	7.1	428.7	15,357	8.0
	公共下水道 計	2,208.0	139,478	75.8	2,662.1	163,643	85.7	3,230.3	177,377	92.9
	農業集落排水事業	45.1	1,882	1.0	45.1	1,870	1.0	45.1	1,870	1.0
	合併処理浄化槽		11,190	6.1		15,963	8.3		11,753	6.1
小計		152,550	82.9		181,476	95.0		191,000	100.0	
未整備(単独浄化槽、くみ取り等)		31,524	17.1		9,524	5.0		0	0.0	
合計(行政人口)		184,074	100.0		191,000	100.0		191,000	100.0	

## 5. 安城市汚水適正処理構想図

旧構想図(平成23年度策定)をP15~P16に示し、見直した構想図をP17~P18に示します。

見直しの結果

- ・下水道区域が減っています。

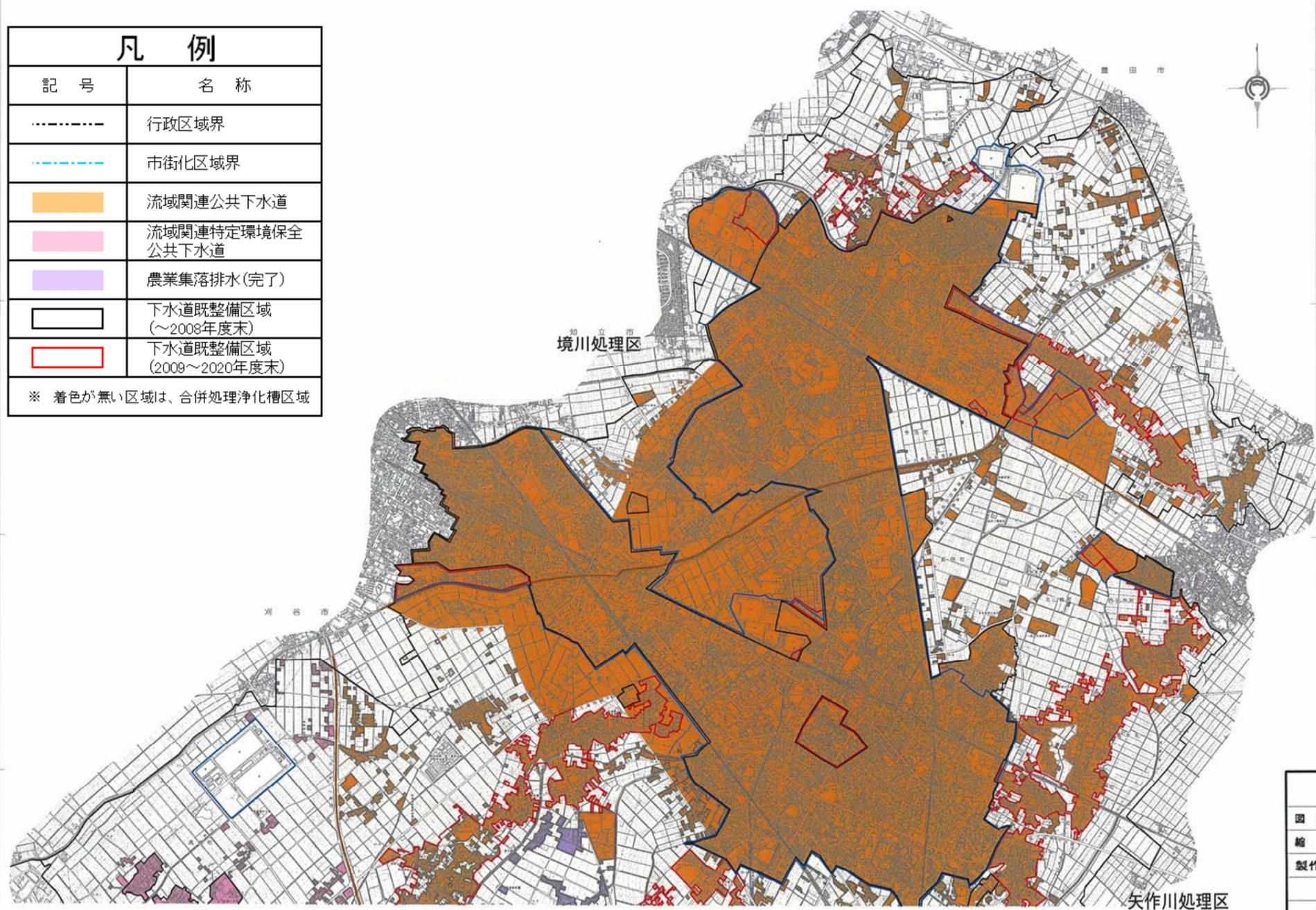
新マニュアルによる合併処理浄化槽の耐用年数の延伸や、時間軸の観点を考慮し、汚水処理施設のより早い完成を達成させるために、新たな下水道整備区域を見直しました。

- ・下水道区域及び農業集落排水区域以外は、合併処理浄化槽区域となります。

前回(平成23年)策定  
 污水適正処理構想図 (北)

凡 例	
記 号	名 称
-----	行政区域界
-----	市街化区域界
■	流域関連公共下水道
■	流域関連特定環境保全公共下水道
■	農業集落排水(完了)
□	下水道既整備区域 (~2008年度末)
□	下水道既整備区域 (2009~2020年度末)

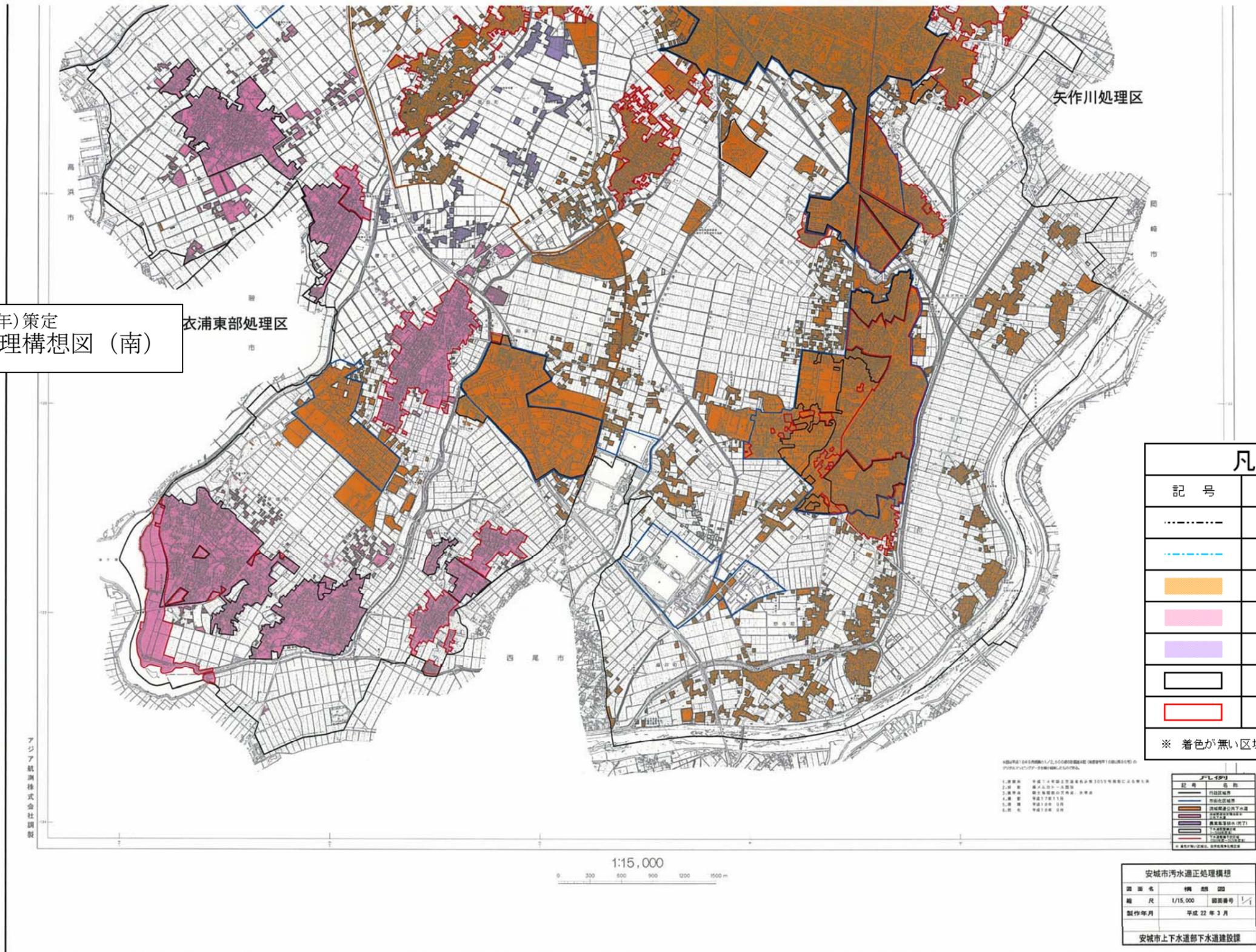
※ 着色が無い区域は、合併処理浄化槽区域



安城市污水適正処理構想		
図面名	構 想 図	
縮 尺	1/15,000	図面番号 1/1
製作年月	平成22年3月	
安城市上下水道部下水道建設課		

前回構想図 (1/2)

前回(平成23年)策定  
污水適正処理構想図(南)



凡 例	
記号	名称
-----	行政区域界
-----	市街化区域界
■ (Orange)	流域関連公共下水道
■ (Pink)	流域関連特定環境保全公共下水道
■ (Purple)	農業集落排水(完了)
□ (White with black border)	下水道既整備区域 (~2008年度末)
□ (White with red border)	下水道既整備区域 (2009~2020年度末)
※ 着色が無い区域は、合併処理浄化槽区域	

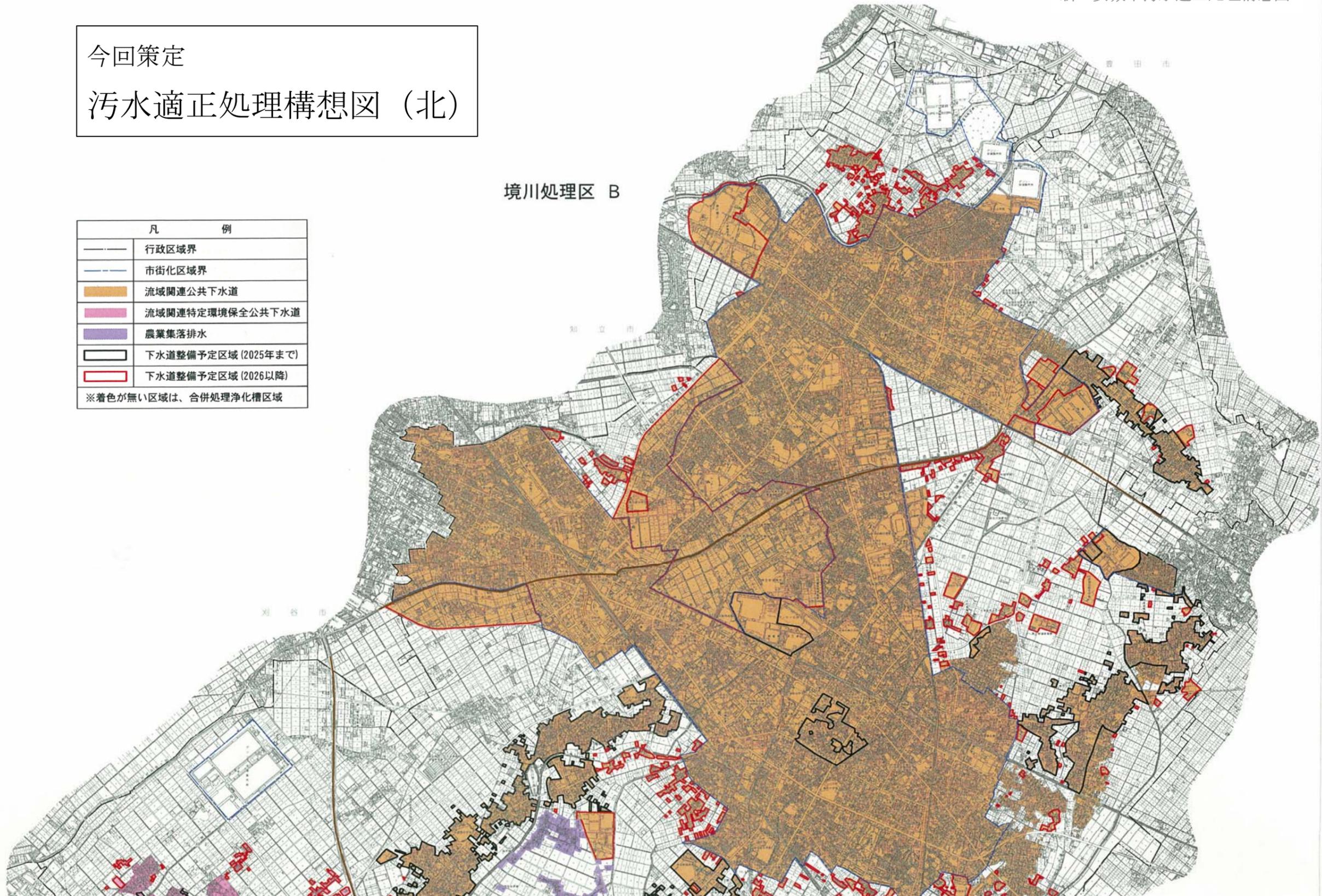
安城市污水適正処理構想	
図面名	構 想 図
縮 尺	1/15,000
製 作 年 月	平成 22 年 3 月
安城市上下水道部下水道建設課	

前回構想図 (2/2)

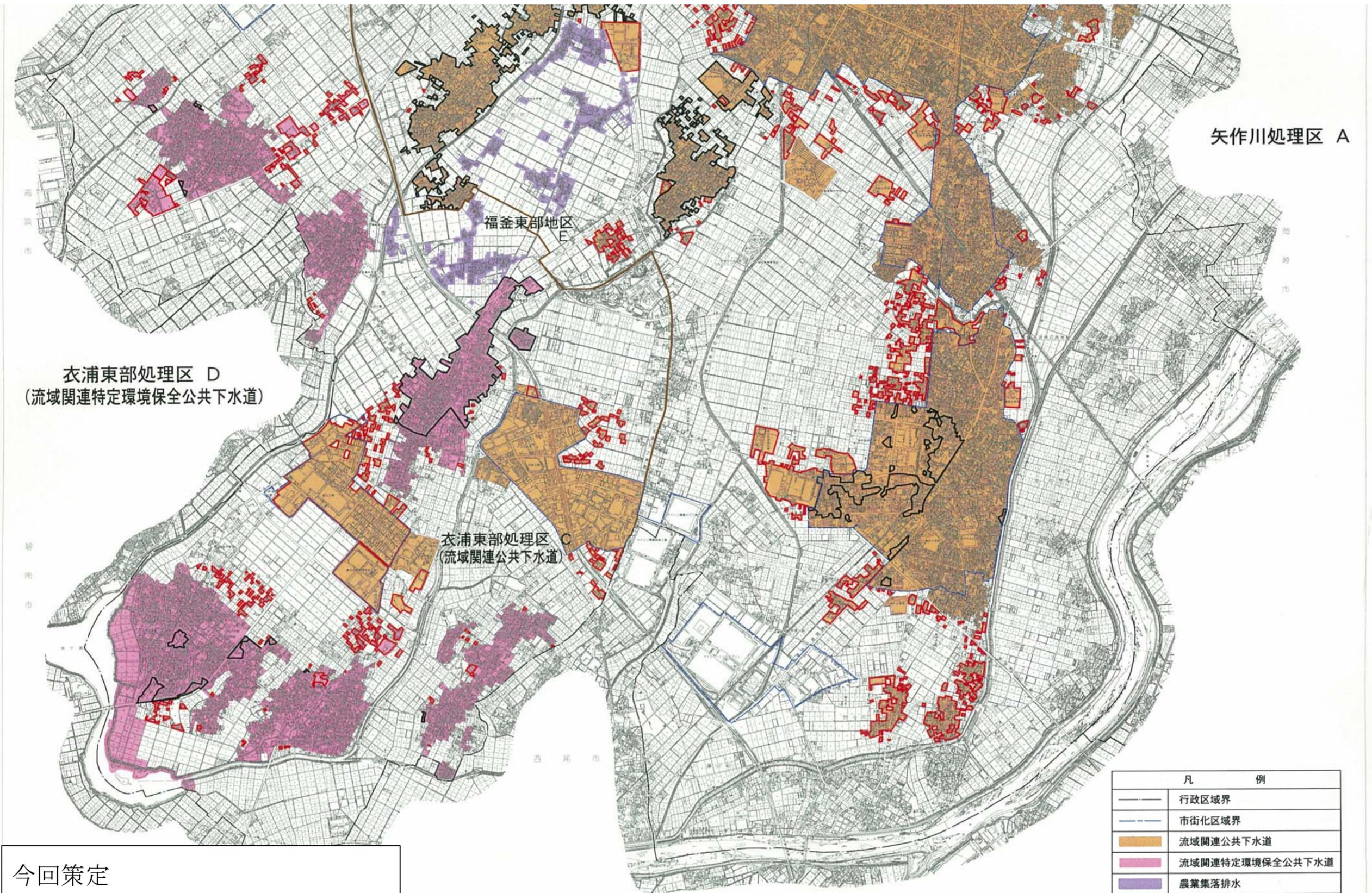
今回策定  
污水適正処理構想図（北）

境川処理区 B

凡 例	
——	行政区域界
——	市街化区域界
■	流域関連公共下水道
■	流域関連特定環境保全公共下水道
■	農業集落排水
□	下水道整備予定区域(2025年まで)
□	下水道整備予定区域(2026以降)
※着色が無い区域は、合併処理浄化槽区域	



安城市污水適正処理構想図（1/2）



今回策定  
 污水適正処理構想図 (南)

安城市污水適正処理構想図 (2/2)

凡 例	
	行政区境界
	市街化区域界
	流域関連公共下水道
	流域関連特定環境保全公共下水道
	農業集落排水
	下水道整備予定区域 (2025年まで)
	下水道整備予定区域 (2026以降)
※着色が無い区域は、合併処理浄化槽区域	